

| | | | |
|--|----------------------------|--------|-------------------------------|
| 処 分 名 | 大津市立野外活動施設の使用の許可 | | |
| 根 拠 法 令 名 | 大津市立野外活動施設条例 | | (条項) 第 3 条第 1 項 |
| 基 準 法 令 名 | 大津市立野外活動施設条例 大津市暴力団排除条例 | | (条項) 第 3 条第 2 項 (条項) 第 3 条 |
| 所 管 部 署 | 指定管理者（所管：市民部スポーツ課管理係） | | |
| 標 準 処 理 期 間 | 5 日 | 法定処理期間 | 日 |
| <p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載</p> <p>大津市立野外活動施設条例第 3 条第 2 項各号又は大津市暴力団排除条例第 8 条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当しないことを基準とし、同項第 4 項に規定する「その他野外活動施設の管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則第 4 条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるときとする。</p> <p>根拠条文等</p> <p>大津市立野外活動施設条例 (使用の許可)</p> <p>第 3 条 野外活動施設のキャンプ場、木工等実習室又は天体観測施設、宿泊棟の宿泊室若しくは会議室又は人工登はん壁(以下「キャンプ場等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、第 9 条の規定に基づき野外活動施設の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、キャンプ場等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付すことができる。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャンプ場等の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) キャンプ場等の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。 (3) その他野外活動施設の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>大津市暴力団排除条例 (市の公の施設の使用における措置)</p> <p>第 3 条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 条）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該施設が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。</p> | | | |

大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則

(入場者の遵守事項)

第4条 野外活動施設の入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で、火気を使用しないこと。
- (2) ごみ等を投棄しないこと。
- (3) 樹木を伐採しないこと。
- (4) 他の入場者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) 設備、備品等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (6) キャンプ場、木工作等実習棟、天体観測施設、宿泊棟若しくは会議室又は人工登はん壁（以下、「キャンプ場等」という。）の使用を終了したときは、係員に申し出て、点検を受けること。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。